

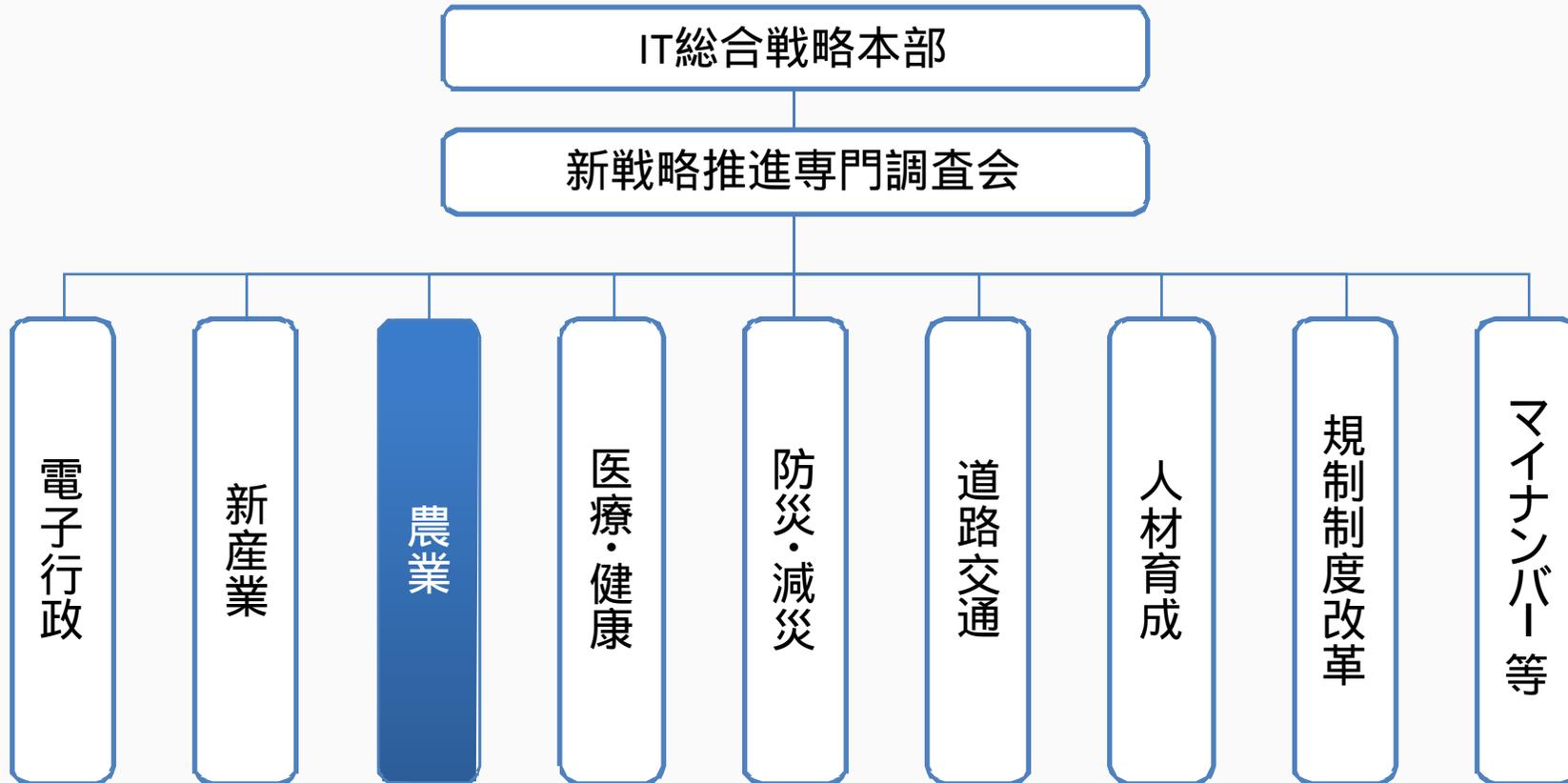
農業IT普及のための政府横断的な取組



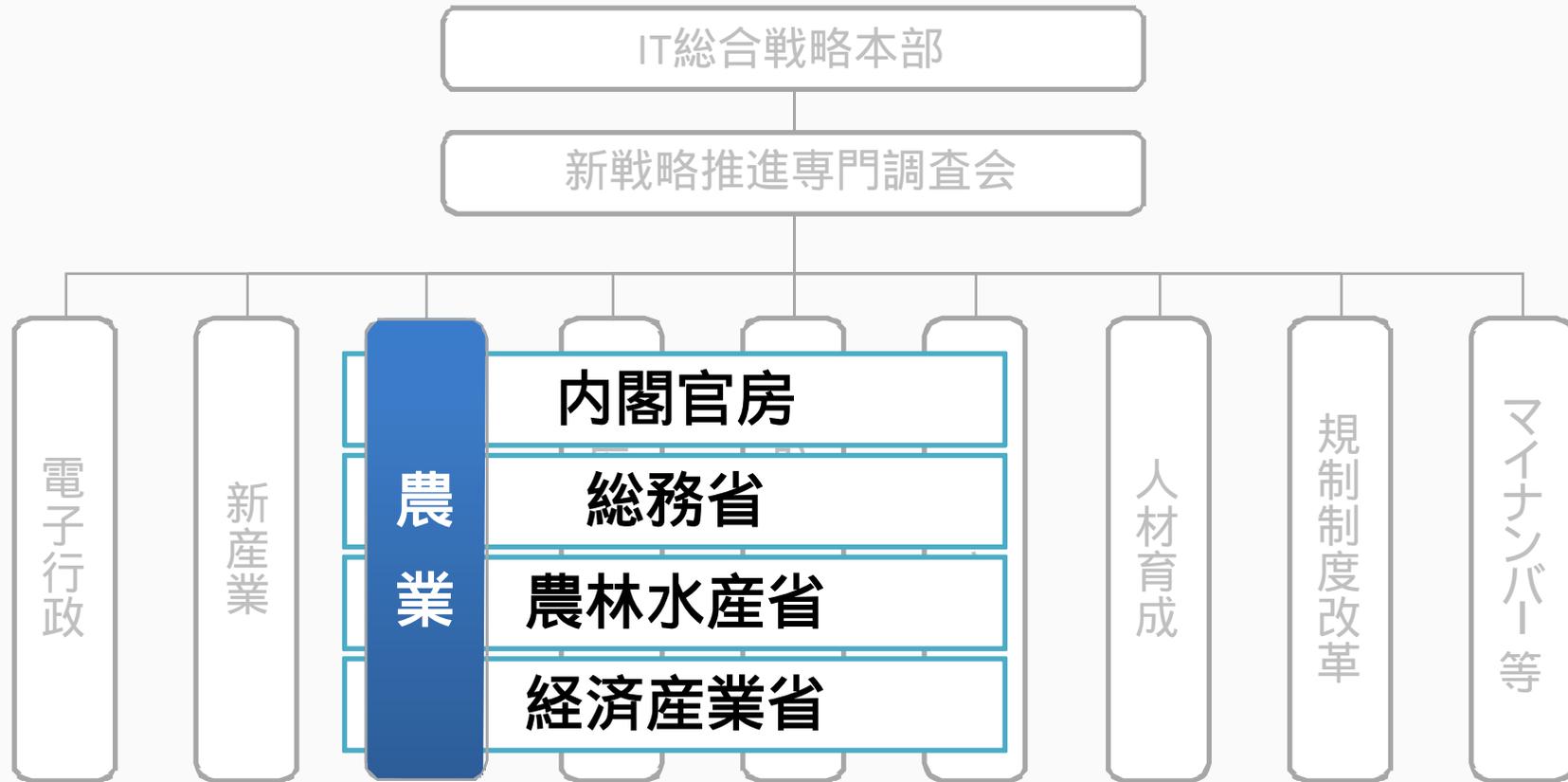
平成28年1月19日
内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室

- 
1. **農業IT普及のための政府横断的な取組**
 2. **農業ITの活躍のシーン**
 3. **農業情報創成・流通促進戦略**
 4. **農業ITサービス標準利用規約ガイド**
 5. **(参考) 各省の実証事業 (抜粋)**

1 . 農業 I T 普及のための政府横断的な取組



1 . 農業IT普及のための政府横断的な取組



1 . 農業IT普及のための政府横断的な取組

【取組目標】

農業

内閣官房

2016年 AI農業の構築

総務省

2017年 AI農業生産物の輸出・
生産技術の海外展開

農林水産省

2018年 AI農業複合サービスの展開

経済産業省

2019年 農林水産物等輸出額1兆円突破

1 . 農業IT普及のための政府横断的な取組



【具体取組】

[作成中]

- 農業ITサービス標準利用規約ガイド（内閣官房）
- 農業ITにおける知的財産活用ガイド（農林水産省）
- ITシステム導入・利活用ガイドブック（農林水産省）

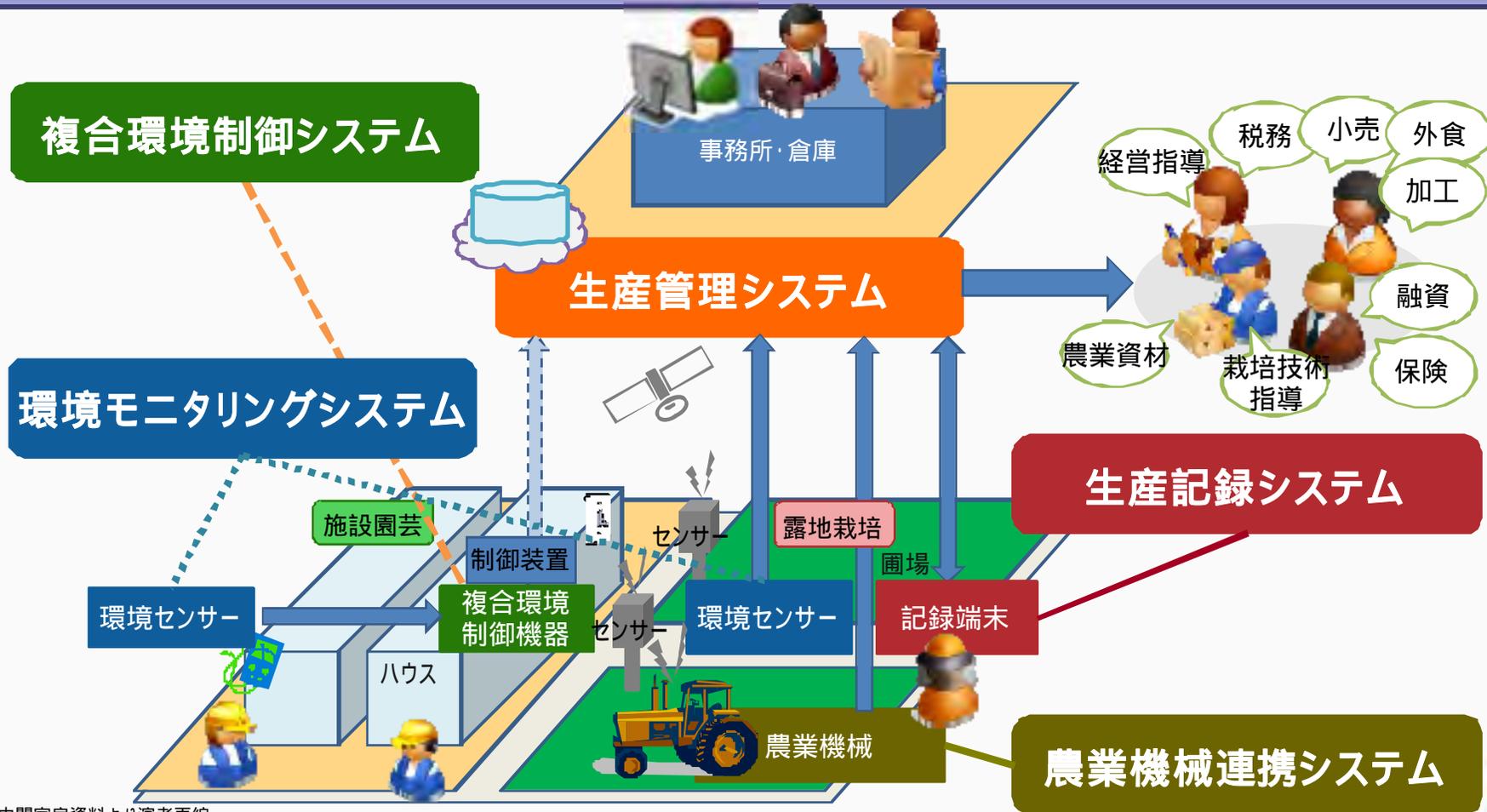
[試行版公開中]

- 農業ITシステムで用いる農作業の名称に関する個別ガイドライン（農林水産省）
- 農業ITシステムで用いる環境情報のデータ項目に関する個別ガイドライン（総務省）

2. 農業IT活躍のシーン



2. 農業IT活躍のシーン



3 . 農業情報創成・流通促進戦略

農業情報創成・流通促進戦略の概要 (平成26年6月3日 IT総合戦略本部決定)

農業情報の多面的な利活用により、農業の産業競争力強化を加速化

1st Stage (~2013) : 「情報収集」

2nd Stage (2014 ~) : 「情報の創成・流通促進」

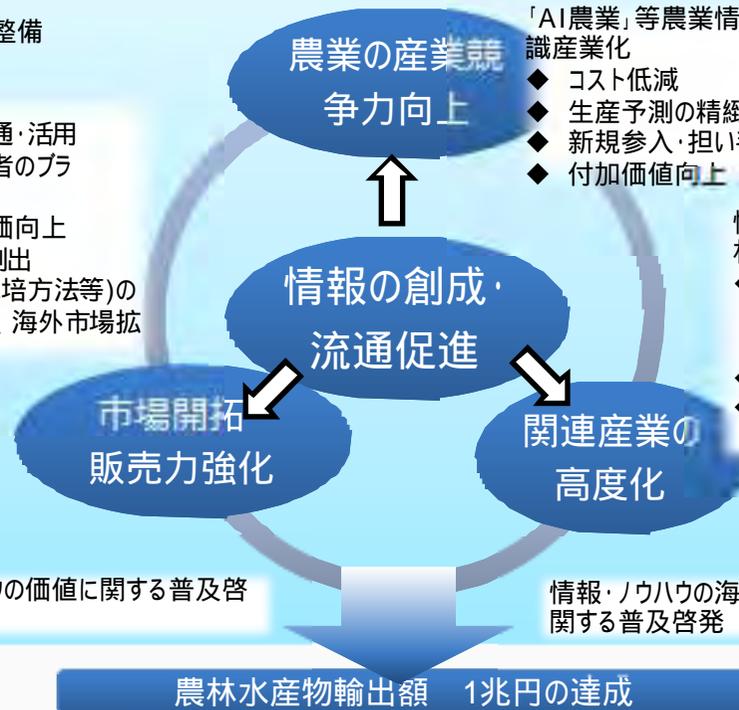
- 農業情報の相互運用性・可搬性の確保に資する標準化や情報の取扱いに関する本戦略に基づくガイドライン等の策定
- 農地情報の整備と活用
- 本戦略推進のための体制整備

情報流通によるバリューチェーンの構築

- ◆ 生産者の出荷実績等の情報流通・活用
 - ・ 出荷実績に基づく、優れた生産者のブランド化
 - ・ 評価に基づく販売先の拡大・単価向上
 - ・ 評価を利活用した新ビジネスの創出
- ◆ 付加価値情報(特別な品質や栽培方法等)の流通による農産物の評価の向上、海外市場拡大



情報・ノウハウの価値に関する普及啓発



「AI農業」等農業情報を活用したビジネスモデル構築・知識産業化

- ◆ コスト低減
- ◆ 生産予測の精緻化・安定出荷の実現
- ◆ 新規参入・担い手農家の早期育成
- ◆ 付加価値向上 (高品質化/収穫量up等)



情報・ノウハウ等を活用した複合的な資材・サービスの展開

- ◆ 流通した情報・ノウハウの利活用による農業機械や施設のソリューション展開
- ◆ モノ創りノウハウの利活用
- ◆ 多様な資材・サービスの新たな連携・組合せ

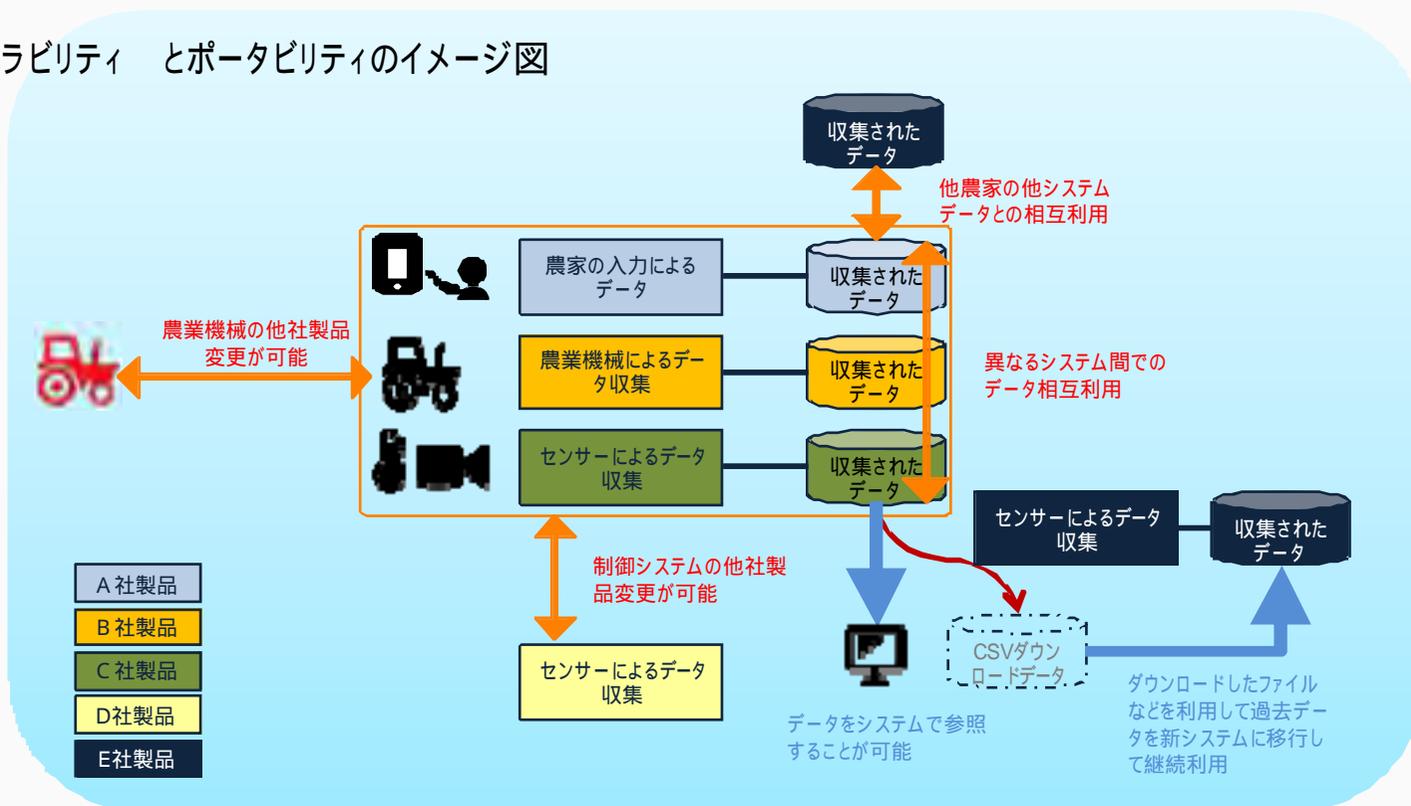


情報・ノウハウの海外流出防止のための留意事項に関する普及啓発

農林水産物輸出額 1兆円の達成

3 . 農業情報創成・流通促進戦略

インターオペラビリティ とポータビリティのイメージ図



↔ インターオペラビリティ確保が必要なケース ↔ ポータビリティ確保が必要なケース

3 . 農業情報創成・流通促進戦略

新戦略推進専門調査会農業分科会で検討し、合意を得た個別ガイドライン策定の優先順位等の方向性に基づき、農林水産省・総務省の調査研究事業等を考慮して、率先して取り組むべき6項目を抽出。そのうち2項目については個別ガイドラインとして策定することとした。

農作業の名称（農林水産省担当）⇒26年度末に個別ガイドライン（試行版）を公表、27年度末に本格版を策定予定

農作物の名称（農林水産省担当）⇒27年度末に個別ガイドライン（試行版）を公表予定

登録農薬に係る情報（農林水産省担当）

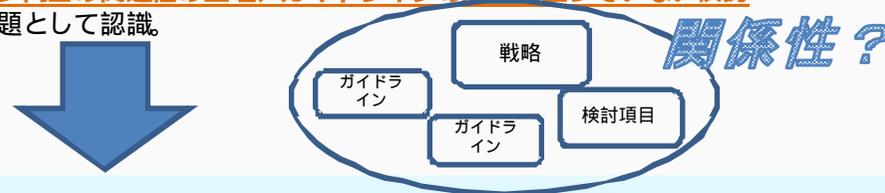
登録肥料等に係る情報（農林水産省担当）

農業生産の過程で発生するデータ交換のインタフェース（総務省担当）⇒27年度末に個別ガイドライン（試行版）を公表予定

環境情報（生産環境に係る温度等の情報）のデータ項目及び関連項目（総務省担当）

⇒26年度末に個別ガイドライン（試行版）を公表、27年度末に本格版を策定予定

個別ガイドライン策定にあたり、今後、複数の個別ガイドラインを策定していく方針にかんがみ、「農業情報創成・流通促進戦略」との関係やガイドライン同士の関連性の整理、ガイドラインの策定に至っていない検討項目の進捗を示すことが必要であることを課題として認識。



そこで、標準化に関する官民の現在の検討状況を明示するとともに、今後の中長期の目標を掲げた「農業情報創成・流通促進戦略に係る標準化ロードマップ」を、戦略と個別ガイドライン等との間に位置づけられる文書としてとりまとめた。

個別ガイドラインは、本ロードマップに位置付けた上で策定を行った。

ロードマップ、個別ガイドラインとも、関係者との調整や状況の変化を踏まえ、柔軟に変更し、特に、中長期の目標等については、農業関係者、農業IT関係者等からの意見を踏まえた検討を引き続き行う旨を明記。

取りまとめ予定のガイドライン等

標準化ロードマップ・ガイドライン関係 (再掲)

平成27年度末取りまとめ予定

- ・ 試行版から本格版へのバージョンアップ
 - ・ 農作業の名称
 - ・ 環境情報のデータ項目及び関連項目
- ・ 試行版の策定
 - ・ 農作物の名称
 - ・ 農業生産の過程で発生するデータ交換のインタフェース

平成28年度以降の検討課題

- ・ 登録農薬に係る情報
- ・ 登録肥料等に係る情報 等

その他の事項関係

平成27年度末取りまとめ予定

・「農業IT サービス標準利用規約ガイド」

【策定の背景】

我が国の農業ITシステムの利用規約は内容がまちまちで内容が不十分なものも少なくない（農業者の関心も低い）

- ・ 農家の知財・情報を守りつつ、農業界全体が発展するために利活用を推進するため、生産者等が農業IT サービスを活用するに当たり、契約書上の記載事項の中でどこを注意して確認する必要があるかを示したもの。
- ・ データの帰属や権利関係、収集したデータの取扱いや再利用等について示したもの。

・「農業IT 知的財産活用ガイドライン」

4 . 農業ITサービス標準利用規約ガイド

契約書やサービス利用規約に書かれていること

契約書

- 契約当事者、契約期間、料金体系、支払い方法

サービス利用規約

- サービス利用契約の効力・変更
- サービス契約の拒否・解約
- サービスの内容、変更・廃止
- サービス利用に伴う責務（禁止事項、免責、保証・賠償責任）
- サービスに係る情報の取扱い（権利関係、データの取扱い、再利用）
- 準拠法・合意管轄



どこに気を付けて
読めばいいの・・・？

4 . 農業ITサービス標準利用規約ガイド

データは誰のもの？

- ✓ データを閲覧する権利があるのは？
- ✓ サービスで各自のデータはどう使われる？
- ✓ サービス以外で各自のデータを使うときのルールは？



サービスの解約方法は？

- ✓ 解約の申し出はいつまでに必要？
- ✓ 申し出方法は？
- ✓ 支払い済みの料金はどうなる？

事業者からのサービスの変更・廃止のルールは？

- ✓ サービス変更を事前に知ることはできる？
- ✓ 変更内容を知る方法は？
- ✓ サービスの停止・廃止は事前に知らされる？
- ✓ 周知時期は？
- ✓ 周知方法は？



サービスで出来ること・出来ないことは？

- ✓ データのダウンロードは出来る？
- ✓ 閲覧画面をプリントすることは出来る？
- ✓ 他のサービスと連携させることは出来る？
- ✓ 解約しても、再度、サービスを利用することは出来る？

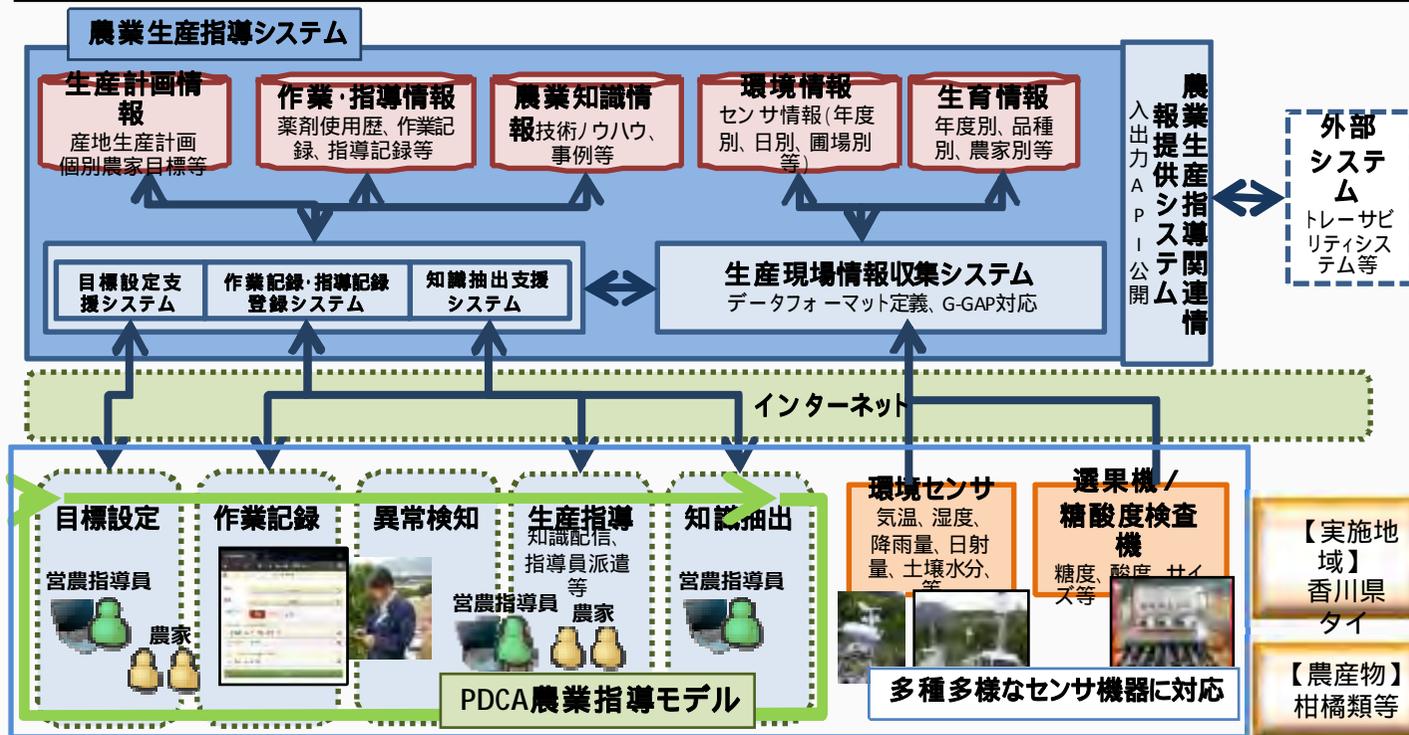
どこに注意して確認すべきかを示したものが「農業ITサービス標準利用規約ガイド」

5. (参考) H26年度(H25補正予算) 総務省実証事業

ICTを活用した農業生産指導システムの実証

地域経済・社会の活性化、日本農業技術の海外展開のために、高い生産技術を持つ篤農家の技術・ノウハウをデータ化し、一般の農家が活用可能とすることで、農業生産性を向上する。

「AI(アグリインフォマティクス)農業」の取り組みを活用することで、農業技術・ノウハウをデータ化し、多数の生産者に対して必要な時に必要な指導の提供(コーチング・オン・デマンド)を実現するシステムの構築と実証を行う。



農水省: AIシステム実証事業(平成24~26年度)(平成26年度予算額0.2億円)

経産省: スマートリーク農業アーキテクチャの開発と農業生産支援サービス事業の世界展開(平成24~25年度)

成果を活用し、実証を展開

5. (参考) H28年度 総務省実証予定

平成28年度ビッグデータ(スマート農業)実証事業のイメージ

各ベンダーによって独自に定められている農業ICTシステムの情報データの標準化に資する検証を実施。

異なるベンダー間で農業情報の交換・共有を行うために必要となるインターフェースの標準化に資する検証を実施。

